

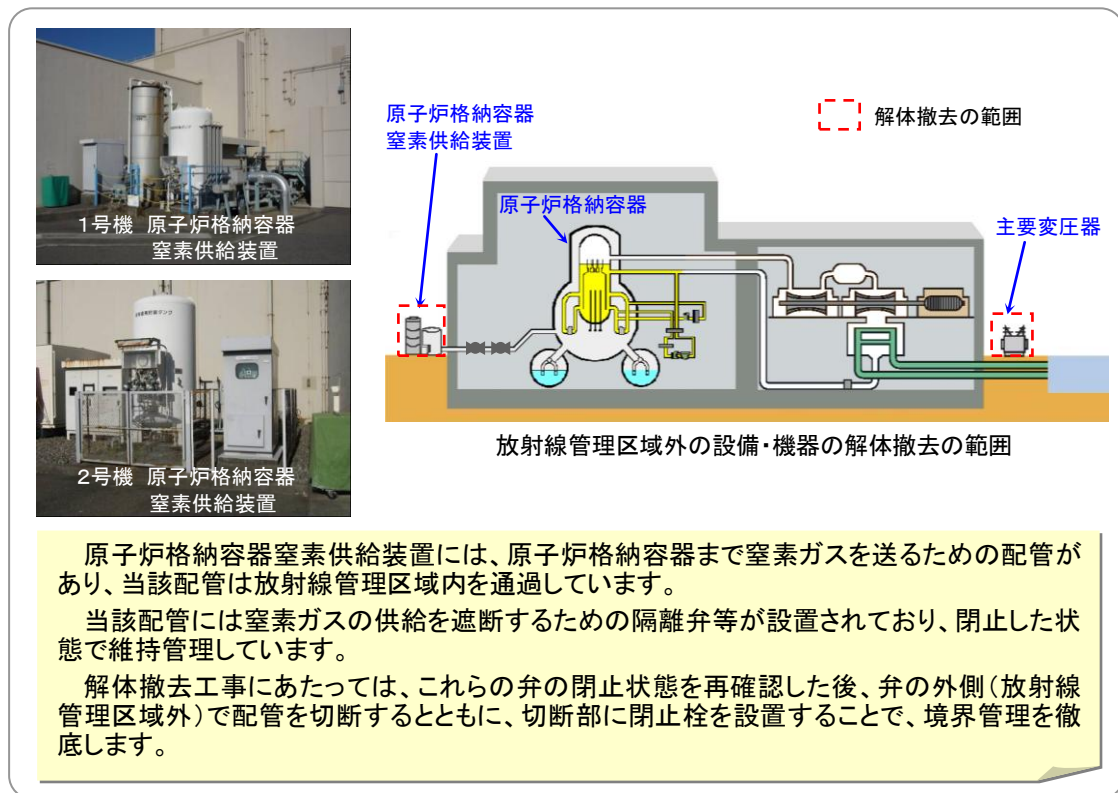
## 浜岡原子力発電所1, 2号機 放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去工事の開始について

平成 21 年 12 月 18 日

当社は、1, 2号機の廃止措置(第1段階)における放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去工事として、本日、1, 2号機の屋外に設置している原子炉格納容器窒素供給装置<sup>※1</sup>の解体撤去工事を開始しましたので、お知らせします。

今後、放射線管理区域外で、供用を終了した他の設備・機器(主要変圧器<sup>※2</sup>等)についても、計画的に解体撤去を進めてまいります。

なお、廃止措置(第1段階)に行う設備・機器の解体撤去範囲は、放射性物質による汚染のない放射線管理区域外に限られます。解体撤去を行う設備・機器には、一部放射線管理区域内とつながる配管等もあることから、解体撤去工事に際しては、放射線管理区域との境界管理を徹底し、工事を進めてまいります。



※1 原子炉格納容器窒素供給装置は、原子炉運転期間中に、原子炉格納容器内へ不活性ガスである窒素を供給し、また、原子炉格納容器内の隔離弁等へ制御用の窒素を供給していた装置です。

※2 主要変圧器は、原子炉運転期間中に、発電機で発生させた電圧約20kVの電力を、送電系統へ送るため、送電電圧である275kVに昇圧していた設備です。

以上